

平成31年

桑折町農業委員会会議録

第4回総会

平成31年4月15日

桑折町農業委員会

## 桑折町農業委員会総会

1. 日 時 平成31年4月15日 午後3時50分

2. 場 所 桑折町役場 第一会議室

3. 応召委員 次のとおりです。

1 安 永 吉 克	2 古 川 清
3 佐 藤 徳 雄	4 小 野 策 七
5 朽 木 泰 男	6 佐 藤 親
7 浅 野 国 英	8 後 藤 益 男
9 浅 尾 日 出 夫	10 朽 木 直 博

### 農地利用最適化推進委員

桑折 井 浦 成 晴	北半田 羽 根 田 忠 一
谷地 渡 辺 政 一	

4. 本日の議事に参加した委員は、上記応召委員10名及び、農業委員会の要求により出席した農地利用最適化推進委員3名です。

5. 総会日程

第1 議事録署名人の指名

第2 議案第6号 農地法第3条第1項の規定による許可申請について

議案第7号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について

議案第8号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

6. 本日の会議に出席した農業委員会事務局職員は次のとおりです。

事務局長	朽 木 紀 夫
係 長	石 幡 勝 弘
主任主査	鈴 木 克 仁

## 7. 本会議開会宣言

(桑折町農業委員会会議規則により会長が議長となる)

会 長

ただ今から平成31年第4回総会を開会いたします。

本日の出席委員は10名中10名です。在任する委員の過半数が出席しており、桑折町農業委員会会議規則第9条の規定により、総会は成立しております。

まず、総会日程第1の議事録署名委員を指名いたします。

桑折町農業委員会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

会 長

議事録署名委員を指名いたします。

5番 朽木 泰男 委員

8番 後藤 益男 委員

会 長

それでは、総会日程第2の議案第6号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局

【議案第6号、農地法第3条 整理番号1、2を朗読後、説明】

詳細につきましては、議案書・農地法第3条調査書及び協議会で説明したとおりです。整理番号1、2については、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

会 長

ただいまの説明に関連して、地区担当である井浦成晴推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員

整理番号1について、現地を確認してきました。

申請地は現在、柿を栽培しておりますが、取得後については、改植し、桃の栽培を行う計画になっています。

今回、所有権移転により、譲受人の一団になっている所有地に隣接する農地を取得し、農業経営規模の拡大を行うものであります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思います。

会 長

ありがとうございました。次に、羽根田忠一推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

羽根田委員

整理番号2の北半田分について、現地を確認してきました。

申請地は現在、水稻を栽培しておりますが、取得後についても、引き続きこれまでどおりに栽培を行う計画になっています。

今回、譲渡人は相続により農地を取得したが、耕作はできないことから、所有権を移転し、譲受人の農業経営規模拡大を行うものであります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと思います。

会 長

ありがとうございました。次に、渡辺政一推進委員から、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

渡辺委員

整理番号2の谷地分について、現地を確認してきました。

申請地は現在、水稻を栽培しておりますが、取得後についても、引き続きこれまでどおりに栽培を行う計画になっています。

今回、譲渡人は相続により農地を取得したが、耕作はできないことから、所有権を移転し、譲受人の農業経営規模拡大を行うものであります。

本件の権利取得により、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないものと思います。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。

発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長 質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長 全員賛成ですので、議案第6号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第7号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局に内容の説明を求めます。

事務局 **【議案第7号、農地法第5条 整理番号3を朗読後、説明】**

詳細につきましては、議案書及び協議会で説明したとおりです。

整理番号3の農地区分については、農用地区域内の農地に該当するので、農用地となります。

農用地は原則として許可できませんが、今回の申請は一時転用であるため、例外的に許可ができる一時的な利用に供するもので、目的を達成するうえで当該農地を供することが必要、かつ、農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがないと認められます。

会 長 ただいまの説明に関連して、地区担当である井浦成晴推進委員より、現地調査の結果ならびに補足説明をお願いします。

井浦委員 整理番号3について、現地を確認してきました。

申請地は、周辺を農地に囲まれている場所です。

今回の申請については、農地改良の目的とした砂利採取と、その搬出入路で、許可日から1年間の一時転用であることから、許可は、やむを得ないと思います。

ただし、砂利採取ということで、耕作地周辺の道路を大型ダンプが通行することにより、農作業従事者の交通安全や、採取作業などで発生する粉塵による農作物への影響がないように、対策を講じていただく必要があると考えます。

会 長

ありがとうございました。これより質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第7号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第8号「農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について」を議題といたします。

事務局に内容の説明を求めます。

事務局

**【議案第8号、農業経営基盤強化促進法 利用権 朗読後、説明】**

詳細につきましては、協議会での説明及び議案書のとおりです。

桑折町長から決定を求められた、整理番号4～19の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

会 長

ありがとうございました。これより、質疑に入ります。  
発言のある方は挙手願います。

(質問発言なし)

会 長

質疑なしと認めます。以上で、質疑を終了いたします。それでは採決いたします。

議案第8号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

ます。

(全員挙手)

会 長

全員賛成ですので、議案第8号は原案のとおり決定いたしました。

以上を持ちまして、4月総会に提出されました案件は全部終了いたしました。

平成31年第4回総会を閉会いたします。

閉 会 (午後4時20分)